

大 個 審 第 3 9 号
(答 申 第 1 6 2 号)
平成 2 0 年 2 月 1 3 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 錦 織 成 史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日 付 け 府 病 精 第 7 4 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 地 方 独 立 行 政 法 人 大 阪 府 立 病 院 機 構 大 阪 府 立 精 神 医 療 セ ン タ ー に お け る 防 犯 等 カ メ ラ に よ る 個 人 情 報 の 収 集 等 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 及 び 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 防犯等カメラ及び観察カメラの設置並びにこれらにより個人情報を収集することについて、対象となる患者に対し、書面等により十分に説明するとともに、面会者等及び職員に対しても、病院内における紙面の掲示や口頭による通知等の方法により、十分周知すること。
- 2 本件において収集した個人情報の管理に関しては、防犯等カメラの管理要綱又は観察カメラの管理要綱 (以下「管理要綱」という。)において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実に速やかに廃棄又は消去すること。
- 3 本件において収集した個人情報を第三者へ提供することについて、管理要綱において、提供先及び提供することができる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 4 本件において収集した個人情報の利用は、本件諮問の内容の範囲内に限定すること。
- 5 観察カメラの設置後、おおむね1年後を目途に、運用状況について、本審議会への報告を行うこと。